



中学校卒業程度認定試験

この認定試験は、病気などやむを得ない理由により保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された方に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うものです。

【試験日時】平成30年10月25日(木)

午前10時～午後3時40分

【場 所】岐阜県総合教育センター第2棟
(岐阜市藪田南5丁目9番1号)

【出願方法】受験希望者は、文部科学省に出願書類を提出してください。受験案内は岐阜県教育委員会及び文部科学省で配布します。

【受付期間】8月20日(月)～9月7日(金)

※9月7日の消印分まで有効

【問 合 先】郡二町教育委員会 学校教育課
☎245-1133



おうちに未登録の象牙がありませんか？

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しています。

象牙を所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったり、他人に譲渡したりするのは違法です。未登録の象牙をお持ちの方は、象牙在庫把握キャンペーン事務局にご連絡ください。(全形を保持した象牙のみが登録の対象で、印鑑やアクセサリなどの象牙製品は対象外です。)

なお、所有者死亡による近親者への相続は違法になりませんが、その後販売などをする場合にはあらかじめ登録が必要です。また、象牙以外の国際希少野生動植物種の登録も受け付けています。

【問 合 先】象牙在庫把握キャンペーン事務局
☎03-6659-4660
(土日祝日を除く10時～17時)



児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当を引き続き受給できるかを確認するため、受給者の方には、毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

この現況届の提出がない場合、8月以降の手当の支給を停止しますのでご注意ください。

○児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

【提出期限】8月31日(金)

【提出・問合先】福祉子ども課



企画展「戦争の記憶」

戦争の悲惨さ、平和の尊さを考える企画展を開催します。また、岐阜空襲について紹介するコーナーも設けます。

長年、岐阜空襲について調査してきた研究者による講演会も開催します。お申込みは歴史未来館まで事前にお電話ください。

【展示期間】8月4日(土)～9月9日(日)

【時 間】午前9時～午後5時

【場 所】歴史未来館2階 企画展示室

【休 館 日】月曜日(祝日の場合は翌火曜日)

講演会「“欲しがりません勝つまでは”の時代に
—岐阜空襲と子どもたちの暮らし—」

【日 時】8月18日(土)

午後1時30分～3時30分

【講 師】岐阜空襲を記録する会代表
篠崎 喜樹氏

【場 所】歴史未来館1階 多目的ホール

【定 員】50人

【参 加 料】無料(要申込み)

【申込・問合先】歴史未来館



笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155
<http://www.tsumiki.ed.jp>



- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

TEL 058-388-0111(代)
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>